

いじめにあたり、悩んだら…早く相談しましょう

相談ダイヤルなどの紹介

秘密は絶対に守ります。

あなたの学校 (学校内にいじめ相談窓口があります。) ※書いておきましょう。

電話番号

伊丹市立総合教育センター 教育相談室

電話相談 772-6171 面接相談 780-2484 (予約制)

《月～金曜日/9時～18時 土曜日/9時～17時》

※子どもに関する悩みや課題、問題について

伊丹市立少年愛護センター

電話相談 770-8742 (ナナノ・ナンデモ・ハナシニ)

《月～金曜日/10時～19時 土曜日/13時～17時》

来所相談 780-3540

《月～金曜日/10時～17時》

※子育てや子どもに関する悩み全般

阪神北少年サポートセンター

電話相談 (072) 784-7820 面接相談 左記の電話で申込み

《月～金曜日/9時～17時45分》《夜間、土日休日は留守番電話》

●警察官、少年補導職員が応じます。

※少年非行、いじめ等に関する内容

神戸地方務局伊丹支局

電話相談 (0120) 007-110

《平日/8時30分～17時15分》

※一部大阪法務局につながる地域もあります。

伊丹警察署(代表電話)

電話相談 (072) 771-0110

※少年非行、いじめ等に関する内容

兵庫県警察本部少年育成課

少年相談室「ヤングトーク」なやんだらトーク109

電話相談 (0120) 786-109

《月～金曜日/9時～17時30分》

《夜間、土日休日は留守番電話》

FAX (078) 351-7829

●女性の少年相談専門のカウンセラーが応じます。

※少年非行、いじめ等に関する内容

ひょうごっ子悩み相談センター

《毎日/9時～21時》※12月28日～1月3日は休み

専用電話(フリーダイヤル) (0120) 783-111

携帯電話 0795-42-6004 (通話料有料)

面接相談 《月～金曜日/9時～17時》予約制(上記電話で申込み)

夜間教育相談窓口

《毎日/21時～翌朝9時》※12月28日～1月3日は休み

専用電話 (0795) 42-6559 (通話料有料)

いじめの定義 (いじめ防止対策推進法)

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

例1 Aさんが同じクラスのBさんに1度だけ叩かれた。その後は叩かれていないが、Aさんは心身の苦痛を感じている。

例2 Aさんは友人のBさんによくからかわれる。その場では、Aさんは笑っているが、心身の苦痛を感じている。

結果 これら、すべて「いじめ」です!

「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要です。



Aさん Bさん

いじめは、犯罪です。ぜったいダメ!

軽い気持ちでやったことでも、法律では罪に問われることがあります。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言う。
- 軽くぶつかったり、遊ぶふりをして叩いたり、蹴ったりする。
- ひどくぶつかったり、叩いたり、蹴ったりする。
- 金品をたかる。
- 金品を隠す、盗む、壊す、捨てる。
- いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをさせる。
- パソコンや携帯電話で、誹謗中傷を書き込む、嫌なことをする。
- 脅迫罪、名誉毀損罪、侮辱罪
- 暴行罪
- 暴行罪、傷害罪
- 恐喝罪
- 窃盗罪、器物損壊罪
- 強要罪
- 名誉毀損罪、侮辱罪

かけがえのない命を大切に、いじめのない社会を、私たち伊丹市民みんなで作りましょう。

平成29年度
伊丹市いじめ防止等対策リーフレット

いじめのない 伊丹のまち こどもたちの 学校を目指して

いじめは、
いじめの防止
いじめの早期発見
いじめへの適切な対処
が大切です。